

宝塚市新病院整備基本計画策定業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和 6 年（2024 年） 6 月

宝塚市

1 業務概要

(1) 業務の名称

宝塚市新病院整備基本計画策定業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 目的

本業務は、新病院の整備に向けて病院建設地を決定するとともに、地域から信頼される病院として市民が必要とする医療を将来にわたり提供していくことを目的に、今後の医療需要を見据えて、市立病院として担うべき役割や機能（診療科目、病床規模、医療機器、医療システム等）を検討した上で、新病院の施設・設備の機能要件や建築条件などを整理し、新病院の整備に向けた具体的な設計の指針として基本計画を策定する。

(3) 業務内容

別紙「宝塚市新病院整備基本計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年（2025年）12月26日まで

(5) 担当部署（問い合わせ先）

宝塚市 企画経営部 市立病院経営改革担当（事務局）

担 当：黒木、阿部

住 所：〒665-0827 宝塚市小浜4丁目5-1 宝塚市立病院 経営統括部内

電 話：0797-87-1161（直通）

電子メール：m-takarazuka0302@city.takarazuka.lg.jp

2 提案限度額

33,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

なお、見積価格が提案限度額を超えた場合は失格とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書等の書類提出時において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業の場合

ア 令和元年度以降、公立病院における基本計画策定業務（全面改築に限る）を元請けとして受注かつ履行した実績があること。

イ 公告日時点において、近畿圏内に本社・本店又は営業所が存在すること。

ウ 業務体制上、次の要件を満たす者を配置すること。

（ア）主任担当者は、過去に公立病院における基本計画策定業務（全面改築に限る）の主任担当者としての実績を有し、かつ当該企業に3カ月以上在籍していること。

（イ）建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士

エ 国税または地方税を滞納していない者。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

カ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号及び第3号に該当しないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者。

ク 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始決定を受けていない者。

ケ 政治団体、宗教団体またはそれに類する団体でないこと。

(2) 共同企業体（複数の企業の共同体）の場合

ア 代表構成員は、上記（1）アからケまでの全ての要件を満たすこと。

但し、（1）ウ（イ）の要件については、代表構成員以外の構成員が満たした場合も可とする。

イ 代表構成員以外の構成員は、上記（1）エからケまでの各要件を満たすこと。

ウ 代表構成員は、本計画のとりまとめや宝塚市との連絡調整を行うこと。

エ 各構成員は、単独企業又は他の共同企業体の構成員として重複参加しないこと。

4 実施スケジュール

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 募集開始（公告） | 令和6年（2024年）6月27日（木）9時から |
| (2) 質問書の受付締切 | 令和6年（2024年）7月5日（金）17時まで |
| (3) 質問書の回答 | 令和6年（2024年）7月10日（水）13時から |
| (4) 参加申込書の提出受付締切 | 令和6年（2024年）7月12日（金）17時まで |
| (5) 参加資格の通知 | 令和6年（2024年）7月16日（火） |
| (6) 企画提案書の提出受付締切 | 令和6年（2024年）7月29日（月）17時まで |
| (7) 提案者プレゼンテーション | 令和6年（2024年）8月7日（水） |
| (8) 審査結果の通知・公表 | 令和6年（2024年）8月中旬（予定） |
| (9) 契約締結 | 令和6年（2024年）8月下旬（予定） |

※ 本業務における対応時間は、平日9：00から17：00までとする。

5 質問の受付及び回答

宝塚市新病院整備基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領等に関する質問の受付及び回答は次のとおりとする。

- (1) 受付期間
令和6年（2024年）6月27日（木）9時～ 令和6年（2024年）7月5日（金）17時
- (2) 提出方法及び提出先
質問書【様式1】により、電子メールにて担当部署まで提出すること。
- (3) 回答方法
令和6年（2024年）7月10日（水）に市ホームページに掲載する。

6 参加申込書等の受付及び参加資格確認結果の通知

参加申込書等の受付及び参加資格確認結果の通知は次のとおりとする。

- (1) 参加申込書等の受付
- ア 受付期間
令和6年（2024年）6月27日（木）9時～令和6年（2024年）7月12日（金）17時
- イ 提出方法
担当部署への持参または郵送（締切日必着）とする。
なお、郵送の場合は追跡可能な郵送方法とし、封筒には「宝塚市新病院整備基本計画策定業務委託参加申込書在中」と朱書すること。

ウ 提出書類（各１部）

- （ア） 共同企業体結成届【様式２】（※共同企業体を結成する場合のみ）
- （イ） 参加申込書【様式３】
- （ウ） 参加申込に係る誓約書【様式４】
- （エ） 登記事項証明書
- （オ） 法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の３）（未納の税額がないことの証明）
- （カ） 法人市民税、固定資産税・都市計画税の直近１年間の納税証明書（※宝塚市に納税している場合のみ）

※ 共同企業体の場合は、構成員ごとに（ウ）から（カ）の書類を提出すること。

（２） 参加資格確認結果の通知

上記（１）ウの提出書類に基づき、令和６年（２０２４年）７月１６日（火）中に参加資格の有無について電子メールで通知する。参加資格が有る旨の通知があった場合は、所定の期限までに企画提案書等を提出すること。参加資格が無い旨の通知があった場合は、令和６年（２０２４年）７月２３日（火）まで、当該理由について説明を求めることができる。

７ 企画提案書等の作成及び提出

参加資格が有る旨の通知があった場合は、次のとおり提出書類を作成の上、所定の期限及び方法により提出すること。企画提案に当たっては、「１０ 審査項目及び配点」における「審査内容」に留意した上で記載すること。

（１） 提案内容

前記「１ 業務概要」及び「仕様書」を確認の上、下記（２）の書類を提出すること。

（２） 提出書類（正本１部、副本１０部）

ア 企画提案書（【様式５】及び【任意様式】）（※任意様式は３０ページ程度（両面印刷の場合は１５枚まで）を目安とし、フォントサイズは１０．５ポイント以上とすること。）

イ 企画提案に係る誓約書【様式６】

ウ 会社概要【様式７】

エ 業務実績書【様式８】

オ 見積書【任意様式】

カ 業務の実施体制及びスケジュール【任意様式】

キ 担当者連絡先【様式９】

※ 全て日本工業規格Ａ４サイズで作成すること。

※ 文章、図表、画像なども含め、様式の範囲内にまとめること。

※ アからキまでの様式毎にインデックスを付し、２穴綴じファイルに左綴じした上で提出すること。

※ 副本はすべて写し（正本がカラーの場合は副本もカラー）とすること。

※ アからキまでの電子データを保存したＣＤ－Ｒを１枚を提出すること。

（３） 提出期限

令和６年（２０２４年）７月２９日（月）１７時

（４） 提出方法

担当部署への持参または郵送（締切日必着）とする。

なお、郵送の場合は追跡可能な郵送方法とし、封筒には「宝塚市新病院整備基本計画策定業務委託企画提案書在中」と朱書すること。

(5) 提案にあたっての留意事項

ア 事業者が提案とする。

イ 企画提案書等の内容は、「10 審査項目及び配点」における「業務体制等」、「提案内容」及び「加点項目」に記載した項目の内容とする。

ウ 企画提案書等の受付後の追加、修正及び再提出はできない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属し、本プロポーザル以外で使用することはない。ただし、契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類について、市が必要と認める場合には、契約の相手方に通知の上、その一部又は全部を無償で使用できるものとする。

オ 理由の如何にかかわらず企画提案書等は返却しない。

カ 提案に際して必要な費用は全て提案者の負担とする。

キ 本プロポーザル参加申込書提出後に提案を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」【様式10】を提出すること。

8 提案者プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、次のとおり提案者プレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日時

令和6年(2024年)8月7日(水)(※時間等の詳細については別途通知する。)

(2) 実施場所

宝塚市役所(※詳細については別途通知する。)

(3) 出席者

3名以内とする。(※本業務の主任担当者及び一級建築士は必ず出席すること。)

(4) 所要時間

ア 準備 5分

イ プレゼンテーション 20分以内(※本業務の主任担当者が説明すること。)

ウ 質疑応答 30分程度

エ 撤収 5分

(5) 使用機器類

液晶モニター(HDMIケーブル付属)については本市で用意するが、パソコン等その他必要な機器は提案者側で用意すること。

9 審査方法

(1) プロポーザル審査会

ア 各委員は提案者から提出のあった審査資料等の内容や提案者が行ったプレゼンテーションの内容に対し、下記10の審査項目、審査内容及び配点に基づいて採点を行う。

イ 各委員の採点結果(加点項目を除く180点満点)に基づき、提案者ごとの平均点数(最高点と最低点を除く)を算出し、平均点数が6割以上(180点満点)の者を選定候補者として決定する。なお、平均点数の算出において除かれる最高点又は最低点を付けた委員が複数名いる場合は、1名分のみを除くこととする。

ウ イの選定候補者の中から、加点項目の採点結果を加えた平均点数が、最も高い選定候補者を

本業務の優先交渉権者、次に高い選定候補者を次点交渉権者として選定する。

※ 提案者が一者のみであった場合でも、同様の選定方法により審査を行う。

※ 審査会は非公開とする。

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果については、審査会終了後、書面により提案者全員に通知する。また、市ホームページで以下の内容を公表する。(応募及び審査状況により変更となる場合がある。)

ア 審査日

イ 審査方法

ウ 提案事業者数

エ 審査結果（優先交渉権者の名称及び点数）

オ 次点交渉権者の点数

10 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、次のとおりとする。(180点満点、加点項目20点)

審査項目		審査内容	配点
業務体制等 【30点】	業務実績	過去に同種の業務実績（公立病院に係る新病院整備基本計画策定業務）が豊富にあり、業務が確実に遂行されることが期待できるか。	10
	実施体制	仕様書に定められた業務を安定的かつ的確、迅速、誠実に実施することができる十分な実施体制であるか。	10
	支援体制	市が円滑に策定業務を進めるための支援体制がとれているか。	10
提案内容 【95点】	策定工程	策定工程について、業務期間を考慮した上で効果的かつ適切な提案となっているか。	5
	合意形成	病院職員等へのヒアリングや意見収集の方法等が効率的かつ効果的で、また、職員の納得感を得ながら合意形成が図れるよう工夫された提案となっているか。	20
	建設地決定	2つの建設候補地から1カ所に絞るプロセスについて、論理的に示された提案となっているか。	10
	診療機能・病床規模	新病院の診療機能・病床規模の導き方について、外部環境分析や採算性等を踏まえた論理的な提案となっているか。	10
	各種システム等整備	各種システム等（医療機器・医療情報システム・物流システム）の整備に向けた考え方について、効果的かつ適切な提案がなされているか。	10
	病院職員の適正化	病床規模に合わせた適正職員数の導き方及び新たな病床規模に向けた職員数の適正化の方法について、具体的な提案がされているか。	10
	事業効率性	新病院の整備について、工期の短縮や事業費の抑制に向けた具体的な方法が提案されているか。	10
	具体性	仕様書を理解し、明確かつ具体的に提案されていて、新病院の整備及び運営が効率的かつ効果的に実施できる内容となっているか。	20
プレゼンテーション 【15点】	明瞭性	企画提案書、プレゼンテーション等を通じた主任担当者の説明は、簡潔明瞭で理解しやすいか。	5
	取組意欲	主任担当者等の質問に対する受け答えが適切であり、業務を成功させようとする意欲が感じられるか。	5
	信頼感	業務に対する知見、能力、説得力があり、理解しやすい資料構成になっているか。	5
見積金額 【40点】	見積金額	適切な見積価格となっているか。	40
合計			180
加点項目 【20点】	提案力	仕様書に定める業務以外の自由提案など、提案者の強みが提案されているか。	20

11 失格条項

契約締結までの間に、次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が本要領に適合していないとき。
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき。
- (4) 参加資格を満たしていないことが判明したとき又は参加資格を失ったとき。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (6) 提案者が本市の指定した時刻に遅れたとき。
- (7) 価格見積書の金額が、前記2に示した提案限度額を超過しているとき。
- (8) 審査会における審査結果に影響を及ぼす不正行為を行ったとき。

12 業務の契約

- (1) 本市は、最も評価が高い者を本業務委託の優先交渉権者として、契約締結交渉を行うものとし、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、契約の際には改めて見積書の提出が必要である。
- (2) 優先交渉権者が前記11の失格条項に該当すると認められた場合、または本市と契約締結交渉が不調となった場合は、次点交渉権者と契約交渉を行うことができるものとする。なお、次点交渉権者が前記11の失格条項に該当すると認められた場合、または本市と契約締結交渉が不調となった場合は、契約を締結しない場合がある。
- (3) 選定後、前記3の参加資格の要件を満たさなくなった場合、または人員体制が変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがある。
- (4) 契約候補者は契約を締結する際に、暴力団排除条例第7条及び宝塚市等の事務等からの暴力団の排除の推進に関する要綱第3条第3号に基づく誓約書を提出すること。
- (5) 契約金額の支払い、業務完了後、一括払いとする。

13 その他留意事項

- (1) 書類記入に当たって使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (2) 各様式は市ホームページからダウンロード可能である。
- (3) 審査内容に係る質問、本プロポーザルの結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。
- (4) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと本市が認めるときは中止する場合があります、この場合、プロポーザルに要した経費を本市に請求することはできない。
- (5) 宝塚市情報公開条例第5条に基づく公開請求があった場合等は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの優先交渉者決定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とする。
- (6) 仕様書に記載がなくても、企画提案書及びプロポーザル審査会における提案内容、補足説明、質疑に対する回答についても、本業務の業務内容に含まれるものとする。